

平成30年度

周陽中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識を学校全体で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、学校・家庭・地域全体で子どもたちを見守る体制を構築することが必要である。こうしたことを念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成させるとともに、児童生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることを目指し、本方針を策定した。

(2) いじめとは（定義）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

(3) いじめの態様（文部科学省の分類による）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 学校が行う具体的な取組

- (1) 未然防止（いじめの予防）
- (2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- (3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- (4) 重大事態への対応
(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

(1) 未然防止（いじめの予防）

- ① いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止のための指導について、教育活動全体を通して行う。
- ② 周陽中学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり・学級づくり・授業づくり・集団づくりを意識して行う。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について校内外・地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

※①～④について、本校では以下のような取組を進める。

具体的な取組	目標
わかる授業の取組 （「つながる」学びの推進）	・校内研修のテーマに基づいて全教職員が「つながる」学びを推進する。一人ひとりが大切にされ、居心地の良い仲間づくりを推進。講師を招き研修会を実施し、公開授業を繰り返すことで教師の資質向上を目指す。
かけがいのない命の大切さを学ぶ、人権教育、道徳教育の実施	・年1回、保護者や地域の方に、人権に関する公開授業を行う。 （H29年度は、11月に人権参観日を開催） ・各学年いじめを取り上げた教材で道徳の授業を行い、いじめ防止、人権意識向上を図っていく。 ・10月のいじめ防止啓発月間に人権、道徳の授業の重点化を図る。
家庭教育の推進	・家庭教育に視点をおいた研修会をPTAと連携して実施する。 （H29年度は未実施）

(2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- ① 周陽中学校の教職員・保護者・地域全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ② 周陽中学校の教職員は、定期的な生活アンケート調査や定期教育相談の実施、電話相談窓口・いじめ 110 番等の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

※①～②について、本校では以下のような取組を進める。

具体的な取組	目標
アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日にアンケートを実施。(いじめの手がかりとなる情報を早期にキャッチし、指導の糸口とする) ・学期に一度、いじめ実態調査、部活動実態調査を実施する。
教育相談活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各学期に教育相談期間を設け、担任や生徒の希望する教員と生徒全員が話す時間を確保する。 ・相談 BOX を設置し、直接相談できない生徒への配慮をする。
校内研修会の実施と校外研修会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等に関する校内外の研修に、本校教職員が積極的に参加し、全教職員で情報等を共有する。
いじめに関する情報収集・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見に向けた情報収集活動を強化するため、既存の情報収集に関する取組を継続、強化していく。 ・全校体制で生徒の遅刻、欠席確認を行い、顕著な生活習慣の乱れがないか確認する。 ・生徒指導委員会等の会議で生徒の情報を共有し、生徒一人一人の状態を把握する。

(3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関（周南警察署・子ども家庭課・児童相談所等）との連携を図る。
- ② 周陽中学校の教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、研修を深め、理解を深める。平素の生徒指導事案への対応を含め、何事に対しても、組織的な対応を可能とするような体制整備を整え、常に研鑽を重ねる。

※①～②について、本校では以下のような取組を進める。

具体的な取組	目標
いじめ対策委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの疑い事案発生時に開催する。いじめ事案がない時も、週 1 回は生徒指導委員会と連携し、生徒の情報交換を行い、いじめの未然防止に努める。
被害者へのケア	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケアを担当を中心に学年教師や部活動顧問等で行い、保護者との連携をとりながら必要に応じ、スクールカウンセ

	ラー等の専門家と連携して支援する。
加害者への指導	・学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。

(4) 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

① 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 「いじめ防止対策推進法 第28条」

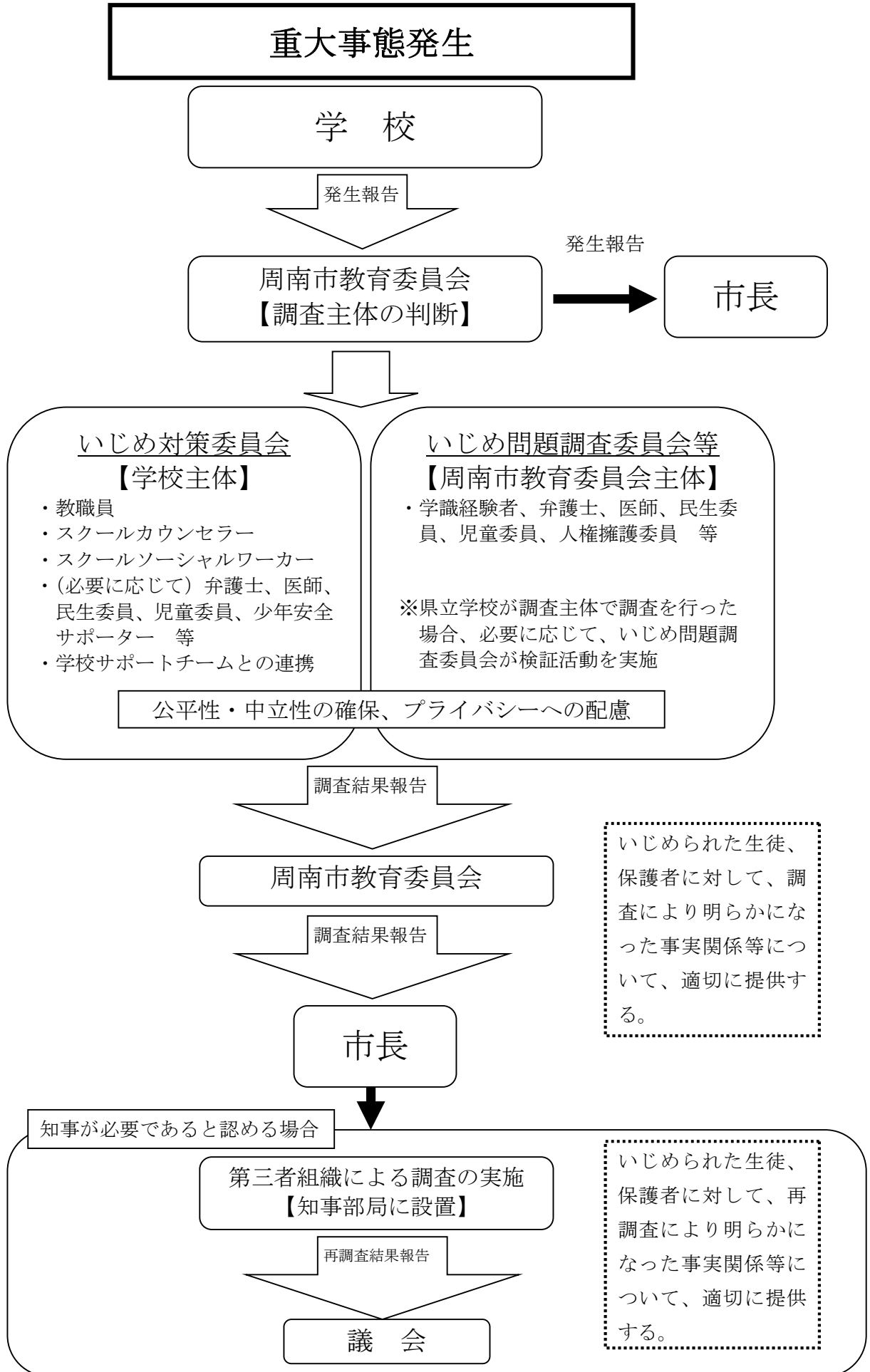
② 重大事態への対処

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、「いじめ・不登校対策、生徒指導委員会」において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、いじめられている児童生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、「いじめ・不登校対策、生徒指導委員会」を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

○重大事態発生時の調査等のフロー



3 校内体制（いじめ・不登校対策、生徒指導委員会）について

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策推進法 第22条」

(1) 役割

本校で生じたいじめ問題への対応、いじめ防止等の取組に関すること、いじめ防止啓発等に関する取組など、いじめ防止に関するあらゆる活動の中心となり、いじめ防止・対策に関する活動を推進する。

(2) 構成メンバー

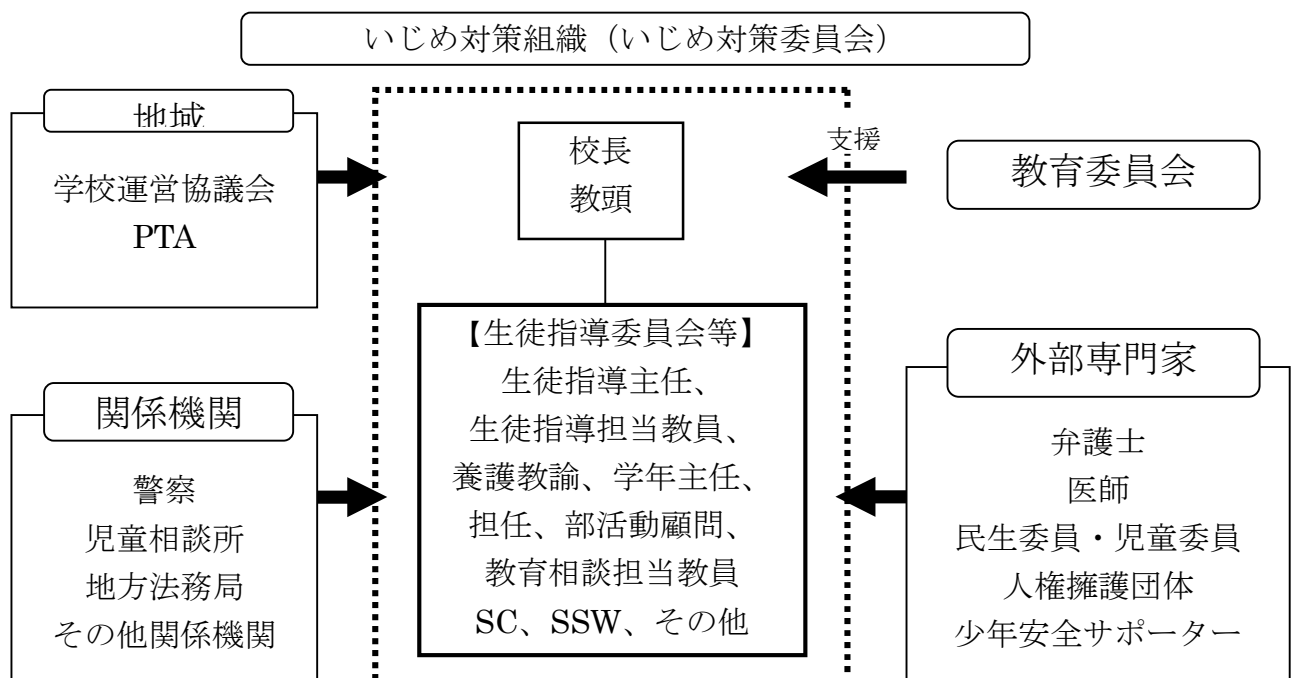
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、SC、その他

(3) いじめへの対応

いじめの事実が報告されたら、直ちに委員会を開き、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等の協議を行い、担任、学年だけでなく、委員会を中核として、迅速に学校全体の組織として対応する。

(4) 具体的な対応

- ① いじめの事実確認と市教委への結果報告
- ② いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
- ③ いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの関係機関との連携。



4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、保護者会等で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」共通理解、前年度のいじめの実態と対応等） ・生活アンケートの実施（毎週） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・部活動保護者会 ・学校運営協議会等で「方針」の説明 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間の実施①（担任と面談） ・にこにこあいさつプラン①（登校時あいさつ活動） ・いじめ実態調査、部活動実態調査の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ・不登校対策、生徒指導委員会」の開催（1学期の取組評価） ・職員会議（夏休み前までのいじめ防止対策の振り返り） ・地域のおじさんおばさん運動①（下校指導） ・校外巡視（地域のお祭り等） ・保護者懇談会 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外巡視（教職員による地域パトロール） ・校外巡視（地域のお祭り等） 	
9月		
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観日 ・いじめ対策委員会の開催（2学期の取組評価） ・教育相談週間の実施②（希望する教師と面談） ・地域のおじさんおばさん運動②（下校指導） ・にこにこあいさつプラン②（登校時あいさつ活動） ・いじめ実態調査、部活動実態調査の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の振り返り） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による次年度の取組計画 ・地域のおじさんおばさん運動③（下校指導） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間の実施③（任意による実施） ・にこにこあいさつプラン③（登校時あいさつ活動） ・いじめ実態調査、部活動実態調査の実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の開催（1年間の取組評価） ・次年度への引き継ぎ 	

※生活アンケートの実施（原則、毎週水曜日に実施）は省略しています。